

第4節 水害予防対策の推進

関係機関	産業振興室、都市整備室、土木維持管理室、下水道整備課
------	----------------------------

本市域内における主要河川及び多数のため池等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

第1 洪水対策

1 河川改修

本市域における河川の実態を常に把握し、緊急性の高いものから計画的に改修事業の実施に努めるとともに、府管理河川についても、決壊又は氾濫防止に万全を期する。

なお、市の河川改修状況は、資料編に掲載のとおりである。

(1) 準用河川

10年に一度の降雨（1時間雨量約50mm）に対応できるよう整備を進める。

(2) 普通河川

緊急度の高い箇所について、護岸の整備を進める。

2 水路の整備

市内密集地及び宅地内における浸水は、水路等に破棄されたゴミ等に起因することが多いことから、地域住民に対し意識向上の啓発活動を実施するとともに、市はその整備事業の実施に努める。また、土地改良区、水利組合等の協力を得て危険箇所の把握を行う。

3 老朽ため池の整備

台風や局地的集中豪雨からの浸水被害の軽減を図るため、ため池の洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を促進するとともに、定期的のため池の調査を行い、老朽ため池の実態把握に努める。また、ため池管理者に対し適正な維持、管理について啓発指導にあたりるとともに、危険なため池の改修、また防災上重要なため池を中心に、改修補強工事を実施する等ため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

なお、本市のため池の現況は、資料編に掲載のとおりである。

4 道路面の溢水防止対策

豪雨又は溢水防止対策による道路面の流水を防止して交通の確保を図るため、低地帯の道路については、統計的な冠水の程度に応じて工事時又は補修時にかさ上げをしたり、また雨水の一時貯留や浸透性舗装の採用など流出量を抑制する施策を講じ、順次冠水道路の解消に努める。

5 湛水防除事業の推進

農地内の湛水による被害を防止軽減するため、ポンプその他の整備、排水施設の改良・整備、ため池堤防の強化等を推進する。

第2 水害減災対策

洪水、雨水出水に対する事前の備えと洪水の迅速かつ確かな情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示等の各種情報を活用しながら、避難体制の整備を行う。

1 洪水予報及び水防警報等

(1) 洪水予報

府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知することとしている。

市には、大津川・榎尾川、牛滝川の洪水予報が通知される。

発表単位	河川名		延長 (km)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	基準点
大津川・ 榎尾川	大津川	牛滝川、榎尾川合流 点から海	2.6	1.75	1.90	2.20	川中橋
	榎尾川	父鬼川合流点から大 津川合流点	15.1				
牛滝川	牛滝川	岸和田市稲葉町地先 稲葉橋下流端 から大津川合流点	7.3	1.25	2.20	2.30	山直橋

(2) 水防警報

府は、管理河川のうち、洪水により重大な損害を生ずるおそれのあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行うこととしている。

市には、榎尾川の水防警報が発表される。

河川名		区域	延長 (km)	氾濫 注意水位 (警戒 水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (洪水特 別警戒 水位) (m)	対象 量水標	
榎尾川	左岸	和泉市三林町 地先(川中橋下 流端)から大津 川合流点まで	8.8	1.75	1.90	2.20	上流域	川中橋
	右岸	同上		2.50	3.00	3.45	下流域	桑原大橋

(3) 浸水想定区域における円滑迅速な避難の確保

ア 市は、浸水想定区域の指定がある大津川・榎尾川、牛滝川について、ハザードマップ等により浸水想定区域を住民に周知するとともに、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。なお、現在定めている内容は資料編に掲載のとおりである。

- ・洪水予報等の伝達方法
- ・避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ・浸水想定区域内の主として要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なものについて、これらの施設の名称及び所在地
- ・名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

イ 上記アによりその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を

作成するほか、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

ウ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について定期的に確認するよう努める。

2 洪水リスクの開示

市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

3 洪水リスクの周知及び利用

市は、府より公表されている河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深等について、その洪水リスクを住民にわかりやすく周知させるため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑な迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

なお、市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

4 防災訓練の実施・指導

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施にあたっては、ハザードマップを活用する。

5 水防と河川管理等の連携

(1) 府及び市は、国や府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

(2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第3 下水道の整備

市街地の浸水被害の防止軽減を図るため、下水道の整備による浸水対策に努める。

また、内水氾濫の対策として、内水ハザードマップの公表を行い、居住する地域の災害リスクや、住宅の条件を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

第4 調査点検

地域内の災害危険区域を調査し、実情を把握するため関係機関と協力し、科学的な立場から実態調査を行い防災の万全を期する。

- 資料編
- 2-22 河川改修の現況
 - 2-23 浸水想定区域内（土砂災害警戒区域等含む）の要配慮者施設一覧
 - 2-24 一般防災関係重要水防区域
 - 2-25 ため池の現況